

# 古河機械金属グループ 役職員行動基準

## 基本理念

当社グループは、鉱山開発に始まり社会基盤を支えてきた技術を進化させ、常に挑戦する気概をもって社会に必要とされる企業であり続けるとの「経営理念」の下、企業価値向上にまい進するとともに、多様なステークホルダーに貢献することを基本方針としている。このような中、当社グループが企業市民の一員として、人権を尊重し法令を遵守するとともに、持続可能な社会の実現に向けて環境保全活動に取り組み、グローバルにあらゆる分野で社会に貢献できる企業活動を行っていくため、「企業行動憲章」を制定した。役職員は、企業の社会的役割と責任を自覚し、企業行動憲章に基づき、法令や社会的規範の遵守はもちろん、社会の構成員としてふさわしい価値観、倫理観をもって行動する。

この「役職員行動基準」は、この基本理念を実現するために、当社グループの役職員の行動基準を定めたものである。

## 適用範囲

この行動基準は、当社および連結対象会社の役員および従業員に適用される。従業員には、契約社員、臨時社員、パートタイマー、派遣社員、他社からの出向者を含むものとする。

## 行動基準

### 1. 良質な製品・サービスの提供

持続可能な社会の実現に貢献する技術開発に努め、お客さまの満足が得られる製品・サービスを提供する。

- 1-(1) 品質と安全性を第一に考え、企画・開発から販売に至る全ての事業活動において、信頼性が高く、お客さまの満足が得られる製品・サービスを提供することに注力する。
- 1-(2) 環境リスクを低減する製品、強じんて質の高い社会インフラなど、持続可能な社会の実現に貢献する技術開発を行う。
- 1-(3) 公平・公正の原則に基づき、必要な素材・物品、役務・サービスを適切な品質、価格および納期で調達する。
- 1-(4) 生産性の向上と原価低減に努めるとともに、技術力の向上と技術の伝承を図る。
- 1-(5) 公正な営業活動を実践し、適正な価格で製品・サービスを幅広く提供する。

## 2. 地球環境との調和

環境リスクを低減し、地球環境と調和した企業活動に努める。

- 2-(1) 各国の法令等に基づく環境に関する基準を遵守するとともに、必要に応じて自主基準を策定し、環境保全に努める。
- 2-(2) 事業活動による環境への影響を把握し、二酸化炭素の削減、廃棄物の排出量抑制、水資源使用量の削減など、環境リスクを低減する。
- 2-(3) 企業活動の全ての領域において、省エネルギー・省資源を推進する。
- 2-(4) 長期的な計画の下、休廃止鉱山の安全かつ効率的な維持・管理を推進する。
- 2-(5) 事業活動が生態系に与える影響に配慮し、生物多様性の保全のための取組みを推進する。

### 3. コンプライアンスの徹底

社会の構成員としての企業と企業人に求められる倫理観に基づいた公正な企業活動を行う。

- 3-(1) 国内外の法令の遵守にとどまらず、企業倫理や社会的規範の尊重も含んだコンプライアンスを実践する。
- 3-(2) 各国の競争法を遵守し、公正かつ自由な競争を尊重する。
- 3-(3) 不当な利益の取得を目的とする贈収賄等を行わず、腐敗の防止に努める。
- 3-(4) 公平かつ公正な取引の下で、持続可能な社会の発展を支える責任ある調達を行う。
- 3-(5) 安全保障を実現するための貿易管理に関する法令を遵守する。
- 3-(6) 反社会的勢力とは関係を持たない。
- 3-(7) 個人情報を含む当社グループの機密情報については、不正な利用や漏えいが発生しないよう適切に管理する。
- 3-(8) コンプライアンスに反する行為が行われ、またはその疑いがあるときは、速やかにこれを報告し、是正の措置をとる。

#### 4. 透明性の高い企業活動

企業情報を適正に開示し、多様なステークホルダーとの建設的な対話に努め、信頼関係を構築する。

- 4-(1) ステークホルダーに対して適時・適正かつ公平に情報を開示して、企業活動の透明性を高める。
- 4-(2) インサイダー取引に関与しない。
- 4-(3) 多様なステークホルダーと建設的な対話を行い、信頼関係を構築する。

## 5. 人権の尊重

全ての人の人権を尊重する。

- 5-(1) 人権を侵害せず、また、人権侵害に加担しない。
- 5-(2) 児童労働、強制労働を行わず、また、取引先に対してこれらを行わないよう求める。
- 5-(3) 国籍、人種、性別、年齢、信条、宗教、社会的身分、障害等による差別的な取扱いや言動を行わない。
- 5-(4) 全ての人の人格、個性、価値観を尊重し、これらを傷つけるような行為、言動を行わない。

## 6. 職場環境の充実

健康と安全に配慮した職場環境を整備し、役職員の多様な価値観を尊重した働き方を実現する。

- 6-(1) 各国の労働関係の法令、安全衛生関係の法令を遵守し、安全で働きやすい職場づくりに努める。
- 6-(2) 多様な人格、個性、価値観を尊重し、役職員一人ひとりにとって働きがいがある職場を目指す。

## 7. 社会への参画と貢献

積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

- 7-(1) 企業活動を行う各国、各地域の文化、宗教、伝統等を尊重するとともに、経営方針や企業活動に対する社会からの理解を促進する。
- 7-(2) 社会貢献活動に取り組み、社会と共生し、その発展に寄与する。